

規制・制度改革委員会 議事概要

1. 日時：平成24年12月13日（木）15:00～16:16
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1214特別会議室
3. 出席者：
（委員）岡素之（委員長）、大室康一（委員長代理）、安念潤司、市川眞一、
大上二三雄、佐久間総一郎、和田浩子
（政務）藤本副大臣
（事務局）熊谷規制・制度改革担当事務局長、中原参事官、小村参事官

4. 議題：
（開会）
（1）集中討議の開催結果について
（2）ワーキンググループの開催状況について
（3）規制全般の定期的・横断的見直しについて

（閉会）

5. 議事概要：

○岡委員長 それでは「規制・制度改革委員会」を開会いたします。

本日は翁委員が御欠席でございます。安念委員と市川委員は所用により遅れて来られません。開会に当たりまして、藤本副大臣からまず御挨拶いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤本副大臣 本日は委員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中、御出席いただきましたことに大変感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は、「集中討議」を11月27日、28日、29日と熱心に、また、非常にタイトな日程の中で開催いたしました。その結果についても御報告したいと思っております。

そして、事務局からワーキンググループの開催状況の報告があり、また本日の大きなテーマとして、これまでご議論いただきました規制全般の定期的・横断的見直しの仕組みにつきまして、今日は委員会としての基本的な方針を取りまとめられればと思っております。

政治のリーダーシップのもと、各省庁が主体的、そして積極的に改革に取り組むことは大変重要なことであると考えておりますので、この仕組みがうまく機能することによって、規制・制度全般の見直しが今後もさらに促進されていくことを期待しております。

規制・制度改革は大変重要なテーマであると思っております。この改革を着実に進めていくために、委員の皆様の大変活発なご議論をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。まず議題1といたしまして、「集中討議」の開催結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○小村参事官 資料1を御覧ください。「集中討議」の実施につきましては、11月15日付の委員会持ち回り開催によりましてお諮りいたしました。本件はその開催結果の報告となります。

「集中討議」におきましては、今、副大臣からのお話にもありましたように11月27日、28日、29日に予定どおり開催いたしました。

資料の2番目に記載のとおり、農林漁業分野、ライフ分野について合計6つのテーマで討議をしていただきました。討議の進行役は、農林漁業分野につきまして大上委員、ライフ分野につきまして安念委員をお願いいたしました。また、委員の皆様にも可能な範囲で御出席をいただきました。御多忙のところありがとうございました。

委員以外の出席者の方につきましては、資料を1枚めくっていただき、「集中討議 出席者」に改めて記載させていただいております。先にお諮りいたしました際に調整中でありました専門委員の方、具体的には農林漁業分野の柴田専門委員が追加となっております。また、当日御説明いただきました事業者等の方々につきましても、先の持ち回り開催時の資料には記載がございませんでしたので、最終的な出席者の皆様を一覧で記載しております。

続きまして、各テーマの討議の概要でございます。具体的には次のページ以降に記載をさせていただいております。最終的には通常の委員会同様、議事概要にて整理をいたしますが、取り急ぎ本件報告のために農林漁業分野につきましては各テーマ1枚、ライフ分野につきましては各テーマ2枚に事務局で概要の整理をいたしました。

資料を1枚お開きいただきますと、それぞれのテーマの下に主な質疑の内容、進行役による取りまとめの内容、関連する閣議決定を、納まる範囲で記載させていただいております。

主な質疑の内容のうち、「○」については委員あるいは専門委員、事業者等の方の御発言、矢印以下の部分につきましては府省の応答ということで、主なやりとりを記載させていただいております。

概要の1ページ目につきましては、農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に違反している状況の解消というテーマでございますけれども、最後のところに「・」で、「農林水産省として特例措置の適用状況について全体像を把握して分析、検証し、この政策の妥当性について今後確認をして検証する」という記載がありますが、ここの部分が最後進行役から取りまとめいただいた内容となります。

同じような形式で、4ページ目までが農林漁業分野の4項目についての概要になります。

5～6ページがライフ分野の再生医療の推進、7～8ページが介護事業における事業者のあり方となります。これも同様にそれぞれ主な質疑を書かせていただいた上で、進行役による取りまとめの内容を箇条書きで整理させていただいております。

今後につきましては、今回の「集中討議」を現在四半期毎に実施しております既定事項のフォローアップ調査の内容や、新たな規制・制度改革項目の整理や抽出のために活かしていきたいと思います。また、委員会の活動自身とリンクをさせて、その点を図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回、一層の公開性を持ってということでインターネット中継を入れさせていただきました。そのアクセス数等の状況でございます。当日も岡委員長から12万件以上のアクセスということで御紹介いただきましたが、討議時間が、これはインターネット中継をしていた時間ということなのですけれども、700分のうちアクセス数として13万件を超える数となっております。コメント数については、3万件ほどでした。

事務局からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

直接この「集中討議」に御参加いただいた委員の方もたくさんいるわけですが、今の取りまとめで御納得いただいたということでよろしいですか。

○大上委員 内容としてはここに書かれているような取りまとめの内容で、それなりに獲得できたものはできた。それから、平行線であったものは平行線であることが改めて明確に示されたということで、そういう意味で一定の成果はあったと思います。

ただ、「集中討議」の中でいろいろと出てきたポイントについて、改めて検討内容を振り返ってみますと、もう少し突っ込めたポイントも幾つかあったかなと思います。

例えば私が進行役を務めました農林漁業分野で申しますと、テーマ3は全く平行線だったのですが、農地転用基準の見直しという部分です。こういうものについて個別の各論もあったのですが、そもそも考えてみると10年以上今回議論したような農地扱いに関する個別の基準が、制度上は見直されていない状況がよいのかということなど、もう少し分かりやすく突っ込めるような論点が途中から出てきておまして、そういう意味でこういうものを議論していくに当たってのチームプレーをもう少し事前に参加者間で考えておくとか、こちらで準備しておくことで、より意味があり、かつ、具体的な規制・制度上の課題解消につながるような議論ができたのではないかと思います。

これは反省材料として、次回こういうことがまたあるかどうか分からないのですが、そういうことがあった場合にはチームプレーで分かりやすい論点を一つ、2つ出しておくことが必要ではないかと思いました。

○岡委員長 ありがとうございます。

今、大上委員の言われたことは、「集中討議」に限らず、この委員会を運営する上でも共通した考え方なのかなという気もいたしました。私も部分的に「集中討議」に参加させていただきましたけれども、分かりやすい論点といたしますか、そういった話は規制省庁の皆さんにも向けざるを得ないという部分も結構あったのかなと。

例えばライフ分野の社会福祉法人の議論で、大体法人が財務諸表を作って公表していないというのはどう考えたっておかしいのではないかという話は、それでいいのですよとは答えようもないわけです。だから作らざるを得ない。今、大上委員が言ったように事前にしっかりと論点整理しておけば、かなり前向きな対応といたしますか、前向きな回答が出てきやすいテーマというものがいろいろあるのかなと私自身も感じました。是非今後の我々の活動の参考にしていきたいと思います。

他、いかがでしょうか。

○佐久間委員 この「集中討議」で各関係部門ができるだけ早く検討するというまとめになっているものも多いわけですが、今後これはどういう形でフォローしていくのかということについて、確認させていただければと思います。

○岡委員長 事務局、何かアイデアがありますか。

○小村参事官 農林水産省の案件につきましては、既定事項のフォローアップ調査の項目でございますので、四半期のフォローアップの取組でまず対応させていただきたいと思っています。

後段のライフ分野のテーマについては比較的新しい項目が多く、むしろ要望者の方からどういった御要望がありますかと聞いたところから取り入れましたテーマでございますので、こちらについては多分にこの後の委員会でどういうふうはこの分野を進めていくかということと絡んでまいりますので、取りまとめにございます時期というのはもちろんございますが、そういった今後の委員会での検討の進め方とセットでこの後、考えさせていただければと思っております。

○岡委員長 大室委員長代理、どうぞ。

○大室委員長代理 農林漁業分野はいろいろな議論がかみ合ったという印象を私自身受けたのですが、ライフ分野については、こちらからの情報と向こうから出してくる情報がうまくかみ合わなかったような印象があるので、特に今後の委員会の中でもかみ合わなかったようなところは取り上げて欲しいと思います。

例えば、質問の内容は大体想定されているのだろうと思いますが、十分な資料を持参する等の準備が厚生労働省関係は少なかったように思います。今後につきましては、特に再生医療をはじめとする医療の分野は、介護を含めて一つの大きな成長分野の柱にもなり得ると思うので、何らかの意味でワーキンググループでもいいし、当委員会の中でも、いわゆる「集中討議」のフォローアップとして是非取り上げて欲しいという感じが私はします。

○岡委員長 ありがとうございます。

今のお話に関連して、あるいは先ほどの佐久間委員のお話にも関連するのですけれども、私はここまで「集中討議」をしたので、きちんと成果をあげるべきだと思います。したがって、全く同じような形でもう一度行うということで、ある主張があるかも分かりませんが、この中をさらに絞り込んで、このテーマについてしっかりとフォローアップしていきますということをやっていきたくて考えています。

個人的には自分が言ったことでも先ほどの財務諸表や、外部の会計監査の監査を受けるといったものは、「集中討議」では、しっかりとフォローしていったらいいのかなという形で、いつまでというタイムリミットをつけず、できるだけ早くという表現にしました。この辺のところはまた事務局で、取り上げた案件だから必ずそれなりの成果を出すという考え方に立ってやっていきたくて思います。

これも私が参加した農林漁業分野の国家貿易の小麦の話なども、これは25年度上半期というデッドラインが農林水産省から出てきたので、これもしっかりとフォローアップして、どの程度の拡大が行われるのか、いつまでに行われるのか、他にも農業の方もあるかと思えますけれども、是非そのような形でフォローアップしていきたくて考えております。

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題2に移りたいと思います。ワーキンググループの開催状況について事務局から説明願います。

○中原参事官 それでは、資料2を御覧いただければと思います。

現在、経済活性化ワーキンググループ及びグリーンワーキンググループにおきまして精力的に議論をいただいているところをごさいますて、経済活性化ワーキンググループにおきましては、先般の当委員会で御報告いただきました「経済活性化のための緊急提言」という中間的な取りまとめをいただきました。今後、来年1月上旬を目途に再度検討項目を選定しまして、関係者ヒアリングを踏まえたさらなる検討と深化をお願い申し上げたいと考えております。

グリーンワーキンググループにつきましては、今後の予定といたしまして12月下旬ごろを目途に規制・制度改革項目の検討項目についての各省協議を始めつつございまして、来年1月を目途に総論の取りまとめを目指すという方向で進めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

○大室委員長代理 2つのワーキンググループのスピード感、結論といったものが、結果として経済活性化ワーキンググループとグリーンワーキンググループとで別々になりますね。ワーキンググループの結論については、それぞれこの委員会としての結論で出すという段取りでいいのですか。

○中原参事官 委員会に御報告をさせていただきまして、何らかの必要に応じまして閣議決定等々を目指していくという方向感になると存じます。

○大室委員長代理 それぞれ出すということですね。

○中原参事官 はい。

○岡委員長 他いかがでしょうか。特に経済活性化ワーキンググループで御尽力いただいた委員の方々初め、関係者の皆様には11月末に「経済活性化のための緊急提言」という形で1回まとめていただき、2段ロケットのごとく2段目をこれからまた、あと数回会議が残っているという形で、特に大変だったと思います。本当にありがとうございました。いずれにしろ、この2つのワーキンググループを今、大室委員長代理からの御指摘にもありましたように、きちんとまとめていきたいと思います。

それでは、次に議題3に移りたいと思います。規制全般の定期的、横断的見直しということでございますが、先ほど副大臣からもお話がございましたように、この規制・制度改革をさらに効率的、効果的に進めていくといたしますか、成果を出していくことが目的でございます。そのようなことを実現するために規制全般の定期的・横断的見直しという仕組みというのか、システムを創ろうということでございます。

まず事務局から説明をお願いいたします。

○中原参事官 資料3をお開きいただければと存じます。規制全般の定期的・横断的見直しといたしまして、今般のこれまで御議論いただきましたことを踏まえた中間的な取りまとめの案でございます。

まず1ページ目の第1といたしまして、「検討の趣旨」を記載させていただいております。

その中の一つ目といたしまして、規制・制度改革の推進に当たりましては、これまで「規制・制度改革推進のための3カ年計画（再改定）」などにおきまして、規制全般の統一的把握や定期的・横断的な見直しルールを策定しようとする試みはあったものの、いまだそうしたルールは確立されていないこと。

2つ目としまして、このため当委員会におきまして、こうしたルールの確立に向けて御議論いただいていたわけですが、その際、下の4つの点について配慮すべきだというように、この委員会におきましては議論がなされてまいりました。

一つ目としまして、内閣及び政務三役の強いリーダーシップの下で、各府省庁等が主体的・積極的に改革に取り組むこと。

2つ目としまして、既に取り組まれております許認可等の統一的把握、規制の新設・改廃の際の事前評価といった枠組みを最大限活用すること。

3つ目としまして、規制の新設・改廃から一定期間が経過したものについて、定期見直し（事後評価）が確保され、それが実効的であること。

4つ目としまして、当委員会が必要に応じまして、こうした取組に関与することによりまして、PDCAサイクルを機能させ、規制・制度改革の実効性を上げる仕組みを構築すること。

こうした4点の視点を踏まえまして、新しい仕組みを構築すべきだということとされました。また、そうしたことに基づいて検討した結果について取りまとめるものでございます。

2ページ、3ページの図を両方御覧いただくのがよろしいかと思っておりますけれども、最初に規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの構築につきましては、夏以降、再三当委員会におきましても御議論を賜りましたとおり、「規制」は既に政策評価法に基づく政策評価の対象でありまして、事前評価については一定の実績がございますことから、これを活用・拡充することによりまして実現することが適当であるとされました。

この場合、PDCAサイクルとして機能するよう既存の取組を再構築するとともに、規制・制度改革担当大臣あるいは当委員会が、一定のものについては関与するとした仕組みの構築が必要であるとされたところでございます。これが3ページの左側にあります、「規制全般の定期的・横断的な見直し」の上にご覧いただけます「PDCAサイクルの確立」に相当するものでございます。

一方、委員会におきましては、社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的見直しを図るために、広聴・検討・調整を経ておおむね6月ごろの閣議決定を目指す「年度サイクル」の定常化に取り組んでいるところでございます。こうした「年度サイクル」をさらに機能させ、成果を高めていくためには、これも当委員会におきまして、あるいは前回のフォローアップ調査の報告書でも再三御報告がなされましたとおり、各府省庁等が主体的・積極的に取り組む体制の在り方を具体化しまして、委員会と緊密に連携・協働する仕組みを構築することが必要であるとされたところでございます。

3ページ目の右側の「年度サイクルの定常化」、「社会経済情勢や国民要望を踏まえた機動的な見直し」というところが、それに相当するものでございます。

今後の新たな仕組みとしましては、こうした2つのサイクルの確立が不可欠でございまして、それぞれのサイクルが独立するのではなくて、車の両輪として互いに補い合う形で実施することが適当であるとされたところでございます。

4ページ、そうした中でまず左側の「PDCAサイクルの確立」の規制全般の定期的・横断的な見直しといったところについて、御説明をさせていただきます。第3といたしますのが左側の「PDCAサイクルの確立」につきまして、第4といたしますのが右側の「年度サイクルの定常化」について御説明をするものでございます。

4ページ、第3の「PDCAサイクルの確立」でございましてけれども、これは前回の御議論でおおむね御了解をいただき、基本的なストラクチャーは変えてございません。

1としまして、各府省庁等は、総務省が実施する「許認可等の統一的把握」作業において、既存の規制の見直し、事後評価時期を明らかにしなければならない。

2としまして、規制・制度改革担当大臣は、改革を推進する上で重要だと考える項目を選定しまして、当該項目及び当該項目を選定した理由を総務大臣に通知する。

3が実際に各省庁が政策評価を実施するフェーズでございますけれども、①としまして事後評価、②としまして規制の新設・改廃に伴う事前評価を実施したときには、これらを公表いたしますと共に、必要な時間的余裕を持って総務省に送付する。

4としまして、総務大臣はこうした各府省から送られてきた点検を行った場合におきましては、2に該当する重要な項目については、規制・制度改革担当大臣に通知する。

5として、規制・制度改革担当大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣に対しまして、これも前回御説明を申し上げましたが、政策評価法第12条第2項の規定に基づく再評価等を行うことを求めるというように、規制・制度改革担当大臣が総務大臣の持つ権限の行使を懇請する、職権行使を促すという構図です。

6、7といたしますのは通常の政策評価のスキームによりまして、総務大臣は、これを踏まえまして必要に応じて再評価ですとか総務省による評価、あるいはそうでない場合には各省の評価がそのまま行くこともあるかと思えます。

7としまして、こうした各府省庁は評価結果を当該規制に反映させて、閣議決定・国会審議等を経まして、政策の改編に至らしめていくという一連の流れでございます。これが図1の左側の「PDCAサイクルの確立」でございます。

次に第4としまして、今度は図1右側の「年度サイクルの定常化」について御説明をいたします。

1としまして、各府省庁等は主要な規制・制度改革項目について、その改革案あるいは現状の規制がどうなっているのか、改革のメリット・デメリットその他の論点を明らかにしまして、自主策定プラン（案）を策定し、委員会に送付するということです。当委員会におきましても御議論を何度となくいただきましたし、先ほどの検討の趣旨の中で各省庁が主体的・積極的に改革に取り組む、こうした各府省庁のインセンティブをいかに制度として引き出すかということが一つのテーマであったかと存じますけれども、この1におきましては各府省庁が自主策定プラン（案）としまして、今年度の私どもの目玉商品はこれですというものをお出しいただく。これが1でございます。

2としまして、委員会は必要に応じまして、そうした各府省庁等に対してヒアリングを行いまして、自主策定プラン（案）に対して意見を述べるとともに、それぞれの論点の整理を委員会のヒアリングで行っていただくことです。これは7月から8月ごろを目途に行っていただくイメージでございます。

3として、各府省庁等はヒアリング結果を踏まえまして、自主策定プラン（案）の改定を検討し、決定・公表する。そして、決定されたプランに基づく自主策定プラン案件を委員会に提示していただきます。

4としまして、委員会は、3の自主策定プラン案件と委員会が自ら提示する案件とを併せて検討を行いまして、これらの案件に係る報告書を取りまとめ、6月ごろを目途に閣議決定を行う。

5として、各府省庁等は決定されたプランに基づいて、それぞれの規制・制度改革事項につきまして、各府省庁等の審議会におきまして検討等をしていただきますし、当委員会におきましてもこれまでどおり閣議決定された規制・制度改革事項について、改革の趣旨に従った措置が行われているか等について、さらに定期的なフォローアップを行っていくということでございます。

10ページに今、私が申し述べさせていただきましたことを、総論的な図のような形でさらに分かりやすく記載しています。

最初から繰り返させていただきますと、規制全般の定期的・横断的な見直し、PDCAサイクルの確立と社会経済情勢、国民要望を踏まえた機動的な見直し、年度サイクルの定常化を相補う形でこれをうまく機能させていくこと。そして、図1左側の「PDCAサイクルの確立」につきましては、政策評価のスキームを最大限活用しながら、それに規制・制度改革担当大臣が関与するのだという仕組みをうまくこの既存の制度にはめ込んでいくこと。そして、図1右側の各府省庁と委員会が協働する「年度サイクルの定常化」としましては、各府省庁の改革インセンティブを引き出すとともに、それに対して委員会の方で論点整理を行っていただきまして、これまでのスケジュールとあわせて検討を進めていくこと、これらが相互的に機能することによりまして、これまで長年来御議論いただきましたが、いまだ結論が出ていなかった規制の見直しが恒常的に進むようなスキームの論争に終止符を打ちたい。こんな形で提示をさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、これからこのテーマについての皆さんとの意見交換を行いたいと思います。今の事務局からの説明に対してどの切り口でも、御意見や御質問でも結構でございますので、よろしく願いいたします。

○大上委員 最後の10ページにある委員会報告書の内容ですけれども、従来の委員会の報告書というのは、どちらかと言うと各項目集、閣議決定の内容を書いた一覧表で、ある意味味気ないものと言えば味気ないものであったかと思うのですが、今回こういった形でサイクルを回していくということは、当然各府省の取組あるいはこちらから提示した案件に関する取扱いというものが、もろもろ検討の結果で各省の規制・制度改革をある意味評価する。そういう要素が加わってくるかと思うのですが、そういった部分を委員会の報告書としてどこまでほめるか、あるいは一層の努力を要請するかという内容はどこまで書くかということがあるかと思うのですが、この委員会の報告書の中にそういうような各省の取組の評価も含めて、それを閣議決定するという流れになると大変よろしいのではないかと思います。そこについてはどのような内容になるのでしょうか。

○中原参事官 最初に、当然報告書の形をどのようにするのかというのは、当委員会におきまして最終的には御議論いただかなければいけないことだと思います。確かに昨今の報告書というのは大上委員御指摘のとおり味気ないという御指摘があって、項目が並べてあ

るだけと思うかもしれませんが、もう少し遡ってみますと、いわゆる報告書というべきものの記載があるものもありますし、そうした形での取りまとめというのはあり得るわけですが、その中で各省の取組の評価というのは、各省の評価というよりは恐らくそれぞれの規制・制度改革項目について、どういう改革があり得るべきかという形で記載をするのが、第一義的な記載の仕方なのではないかと思えます。

既に仕上がったものについてどういったように、各省の取組をある種ほめたたえるというか、賞賛するというか、そういった記載の仕方についてはかつてフォローアップ調査の中で特に御努力いただいたと思われる案件という形で、今年6月などにも挙げさせていただいたことがあるかと思えますので、そうしたことも含めながら考えていくことは可能ではないかと思えます。

○大上委員 私の課題意識だけ改めて述べさせていただきますと、そういった評価があれば動くという要素はあると思うのです。評価されるので、逆によく評価されたいから努力するとか、余りネガティブなことを書かれないので努力するといった要素というのはこの霞が関の中で取組を進めていくに当たって、非常に多い部分ではないかと思うのです。そういうところを少なくとも評価することにすれば、こちら側のより強力な指導あるいは要求と議論もかなうわけなので、そのような評価をすることをある程度決めることは、私は非常に重要なのではないかと思うのです。

これは今日の中で結論付けられるようなことではないと思いますが、課題意識としてそういった評価を行うことの重要性については述べさせていただきたいと思えます。

○岡委員長 私も今の大上委員の考え方に基本的には賛成であります。したがって、この報告書に今までのように項目と改革の方向性だけを書いて終わりにするのではなくて、何らかの形で評価あるいは評価的なことをこの報告書に書く方向で検討するというのは、意義があると私は思いますので、今の大上委員の御意見については前向きに受けとめて、これからまとめるときに取り入れる方向で検討させていただこうと思えます。具体的にどうするかは、また事務局で、考え方として評価という、この案件では非常によくやってくれたとか、この案件は十分でないみたいな、分かりやすく言えば、そういったことがこの報告書の中で何らかの形であらわれてくるようなことを検討するというか、努力する必要はあると思えます。

他いかがでしょうか。

○大室委員長代理 大分前回よりも分かりやすくなって、理解もしやすくなっていますし、各省にそういう自発的な改革の考え方を取り入れているということで、仕組みとしては非常に前向きなものが出てきたのではないかと思えます。確認をしたい点があるのですが、規制は政策評価法という法律に基づいて評価されるという形になっていますけれども、今この話でいくと、例えばこういうような形で大上委員の言うような各府省の政策評価を我々この委員会が評価する、貢献するみたいなことをすることになった場合には、この政策評価法そのものを変えなければいけないとか、あるいは他の法律を適用するとか、そういう

ことが起きてくるのでしょうか。○中原参事官 基本的には規制・制度改革担当大臣が指定した項目について、規制・制度改革担当大臣に送られてきて、それに基づいて政策評価法において総務大臣が持っている権利の行使を規制・制度改革担当大臣が事実上促すという構図ですので、このスキームでは政策評価法の改正は特段必要ないという構造で作らせていただいております。

○大室委員長代理 何も無しで大丈夫なのですね。

○中原参事官 はい。

○大室委員長代理 先ほどの大上委員のおっしゃったような、各省から出てきた努力に対しての評価みたいなことを、この委員会がすることもできるのですか。

○中原参事官 10ページの図を見ていただきますと、この10ページの図は3ページの図1右側の「年度サイクルの定常化」について申し述べさせていただいております。政策評価の話は図1左側の「PDCAサイクルの確立」でございますので、少し局面が違うのかなと存じます。

政策評価の評価というのは、例えば何かするときには他の代替手段としてこういうもの考えるけれども、ベネフィット分析を見つけてこういった規制を入れるのが妥当だというような意味での評価でございます。大上委員のおっしゃられた評価というのは、むしろ価値判断に基づいてよくやったかという評価という意味でおっしゃられたのかなと思えますので、若干意味合いが違うと思いました。

○岡委員長 今回の回答でよろしいですか。

では次に、市川委員、どうぞ。

○市川委員 嫌なことを言うようなのですけれども、今のお話だと本来、総務大臣が持っている規制の評価の権限を一部規制・制度改革担当大臣が受けて、特に例えば4ページ目にあるところだとすると、実際の案件、許認可等の統一的把握を受けて、その作業の過程において重要な案件については規制・制度改革担当大臣に送られてくるというお話だったのですが、送られてくるという別は何ら法的な要件があるわけではないので、送るか送らないかというのは極めてそのときの内閣とか、総務大臣の考え方にもよってしまいますね。

むしろ、法律上は総務大臣がそこをきちんとすることになっているわけですから、総務大臣がそれに対して対応していくような仕組みにするか、もしくは法律を改正して、規制・制度改革担当大臣自体を、そういう法律ができるかどうか分かりませんが、規制・制度改革担当大臣というのは内閣の中に設置して、そこで法律に基づいてするという仕組みにしないと、そのときの内閣とか、総務大臣及び規制・制度改革担当大臣ないしは規制改革担当大臣というものが置かれるかどうかも含めて、非常に曖昧な状態で終わってしまうのではないかとこのことを危惧するのです。

○中原参事官 これは前回、御説明をさせていただいたところなのですけれども、委員会として本件について中間的な取りまとめをしていただいた後には、各省庁に協議をしまし

て、各省庁と事務的なところのすり合わせをできた後には、これは最終的に何らか政府の決定といたしまして、できれば閣議決定という形で、政府全体の機関を拘束するような形に持っていきたいと考えております。もしこういった閣議決定がなされれば、別に送られてこないということはないということで作らせていただいているわけです。

その規制の事前評価につきましては既に喧々諤々御議論いただきまして、政策評価法に基づいて政令の中で既に義務付けられているわけですので、そのスキームに一旦そこにいるいろいろな議論の末、はまっている以上は、そこを起点にしてうまく機能するようなスキームを作ると、こういうスキームになるということで、当然、今後の立法論としていろいろな御議論があり得るのは承知しておりますけれども、差し当たり私どもとしましては、まず実際に機能するリアリティと申しますか、実質的と申しますか、そういうものを是が非でも早く作りたいという気持ちでやっておりますので、その意味では御懸念の点は今のよう形で解消されるのかなと考えております。

○岡委員長 他いかがでしょうか。

○安念委員 遅れてきてすみませんでした。

10ページの図はとてもよく考えられていると思います。役所の仕事のサイクルというのは、なかなか我々民間人が外から見ていて分かるものではないし、こういうものは内部にいると自明だと思っているから言語化もされないということで、結局誰も分からないのです。ところが、役人はいつ頃から仕事を始めて、常に国会と財務省と法制局をにらみながら仕事をしなければいけないというサイクルがあるわけです。それで審議会はどのくらいで立ち上げる、各省との折衝はどうするというような一連のサイクルがあると思うのですが、恐らくこれはそのサイクルにきちんと乗れるという前提でお作りになったのだと思うのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○中原参事官 それは安念委員御指摘のとおり、そういったサイクルを意識して作らせていただいております。

○安念委員 そうであろうと思ったのですが、省内の検討というのが1月から始まって7月、8月頃というのはどうなのでしょう。省内での政策の仕込みの時期が歴年前半に大体集中するというところに役所はなっているものなのですか。

○中原参事官 もっと準備がいい人は、その前から行っていると思いますけれども、最低この辺りからというものがあります。それで7～8月頃というのは大体予算要求とか税制改正要求とか法制局への今年度の一次説明という本当の概要説明を始めるときですので、そのときに言わば何とか省の政策の重点というものを作ったりしますので、それに合わせてというイメージで作らせていただいております。

○安念委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡委員長 他いかがでしょうか。

○佐久間委員 細かいことになるのかもしれないのですが、10ページに書いてある「平成〇〇年度〇〇省自主策定プラン」、これは例えば平成25年度何とか省の自主策定プ

ランというのは来年7～8月頃にできる。その中身というのは平成25年度中に行うことが必ずしも書いてあるのではなくて、複数年度にわたるものも、それが出させるのが平成25年度という理解でよろしいのでしょうか。

○中原参事官 結構です。

○佐久間委員 そうすると、それについて次の年はその進捗を踏まえて、また次のバージョンが出てくるということでしょうか。

○中原参事官 はい。

○佐久間委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡委員長 和田委員、どうぞ。

○和田委員 今の箇所で似たような質問かもしれないのですが、私も「自主策定プラン決定」からストレート矢印で「審議会における検討等」ということは、省庁内でプランをつくって審議会で審議する。それとは並行的に自主策定プランは右側のプロセスに提出されて、委員会案と一緒にあって、委員会報告書というのは先ほどもっと具体的な提案的に書かれたものが閣議決定になる。閣議決定は左のプラン決定のところから時間がたっていると思うのです。そうすると、これがまた審議会における検討等のプロセスにフィードバックされたときに、同じものになっているのかどうか。同じものであってはあまり右側のプロセスの存在意義がないような気がするし、変えるために右のプロセスがあるわけではないのですが、同時のときは問題ないのですが、全然違ったものになったときに、ここでクラッシュしないでしょうか。そうすると誰が優先順位をつけるのでしょうか。閣議決定だからそうなのでしょうか。ここで何か左側の人にはびっくりみたいなことにはならないのでしょうか。

○岡委員長 今の質問への説明をお願いします。

○中原参事官 その意味ではどういう申し上げ方をするのが適切かよく分かりませんが、そういうクラッシュするかもしれないという可能性を秘めているということが規制・制度改革を当委員会が推進していただくという意味での期待の高さといいますか、そうしたことで各省における審議会での検討と、当委員会における議論が場合によっては確かに2つあるとそごがあるかもしれませんが、それはそごしないように最後は一つの報告書にまとめていく。両方閣議決定ですから、閣議決定相互に矛盾がないようにしていくという意味におきまして、当委員会におきましてそういう可能性をはらんでいることが、各府省庁における審議会における検討を前向きなものに進めていくものになるのかなと思います。

○大室委員長代理 これはクラッシュしてしまったら、結論としては閣議決定できないでしょう。

○中原参事官 そういうことになります。一つの例として委員会としてこういうことだという閣議決定をして、その閣議決定に従って各府省の審議会で検討しましょうというときに、その閣議決定のとおりにはいかないという話になりますと、これはまた大事になります

す。しかし、規制・制度改革はその大事を越えて物事を実現していかなければいけないと思います。

○和田委員 そのときにどうハンドリングするかというチャートは、ここには含まれていないけれども、そういうケースがあればケース・バイ・ケースで対処して、前に進むようにしていくということですね。

○中原参事官 そうです。

○和田委員 分かりました。ありがとうございます。

○岡委員長 今の和田委員の御質問は、私も似たような質問を事前にしたのです。私ども委員会の立場としては、ここにある右側の各府省庁が出してくる自主策定プラン案件と、私どもが現在やっているような形の案件をまとめて、事務折衝なりワーキンググループや委員会のヒアリングなりをして、最終的に必要に応じて政務協議もしてもらって取りまとめる。報告書にして閣議決定してもらわなければならないと困るわけです。

したがって、ここに小さいけれども、フォローアップと書いてあるのです。だから見ていきますよと。この右側のところで報告書を出して閣議決定された案件が、その内容そのとおりにちゃんと法案化されていくかということについては、我々はフォローしていきます。さらに言うと、ここには書いていないのですけれども、法案化されたものが本当に効果があるかどうかということも、場合によってはフォローアップが必要だという意見もありますが、少なくとも左側の法案化の閣議決定まではきちんとフォローするということで、先ほど言ったようにずれたり何かいろんなものが出てきたりしたときは、ここでいろいろ我々は意見を言う。しかし、最終的にどちらになるかということは案件によって違うと思いますけれども、我々の役割としてはここまでやりますよということでございます。

○大室委員長代理 この間も事前にお話いただいたときに申し上げたのですが、審議会における検討の中で、いろいろ党との問題が出てくるのだろうと思うのです。そのときに我々のやったところというのは、その審議会の検討のところまでフォローするというぐらいの感じでいいのですか。いろいろ難しい部分が出てくると思うのです。例えばこの間の「集中討議」で取り上げた社会福祉法人等で様々な議論が出てくると思うので、そういうときに我々がここまでフォローしますよと。この委員会のフォローの度合いというのが、これから悩ましく思えるものが多く出てくる可能性もあると思いますが、それは事務局としてはどういう考え方を持っていますか。

○中原参事官 差し当たりは審議会における検討をフォローすることで、第一義的にはお願い申し上げることになるかなと思います。

○岡委員長 私は必ずしも霞が関の仕組みを分かっているのだけれども、私の理解はその案件の担当省庁があるわけだから、最初の案を策定したグループというか、チームがいるわけですから、そこと我々はその案件ごとについてずっとフォローアップしていく。向こう側で何が起きているかというのは向こうの問題で、我々はここでこうやってください

よと決めたことが実行されればいいわけです。実行されているかどうかは今、大室委員長代理が言われたけれども、党が何か言おうとそれは向こうの問題。我々は我々がこういうふうにしてくださいとして報告書をまとめて閣議決定されたものが、きちんとそのとおり法案化されているかどうかは、その項目の所管省庁としっかりフォローアップしていきますよということで考えれば、そんなに難しくないのかなと。ただ、その裏側にはいろいろなものがあるかもしれません。そこまでは我々は入り込んでいく必要もないし、入り込めないのだろうと思います。あくまで我々のカウンターパートは、その府省庁の規制・制度改革あるいは総務省の政策評価の窓口になっている部隊と我々が話し合っていく。こういう理解でいるのですが、それでよろしいですか。

○中原参事官 私も先ほどそのようにお答えすべきであったと思いました。

○岡委員長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。今回の提案の1ページ目のところに、先ほど副大臣も触れられたわけですがけれども、規制・制度改革の成果を高めるといふか、実現をするために「内閣及び政務三役のリーダーシップの下」といふのが、とても重いのです。重いといふか、本当にこれがないとなかなか実現しないということを経験からも思いましたし、私どもの前からずっとこの規制・制度改革に携わった方々の意見を聞いてもそうですし、実際の霞が関でこの規制の所管をしている方々のお話を聞いてもそうです。したがって「内閣及び政務三役のリーダーシップの下」といふのは、私はこの新しい仕組みをつくる上で非常に重要なポイントだなと考えております。

これは以前に副総理あるいは副大臣ともそういうお話をしたことがございますけれども、だからこのところはもう少し強調できたらいいなと思うのですが、どういうふうにするのかということについて今アイデアはございませんので、一度、事務局でもう少し検討してもらいたいというのは私の要望であります。

他よろしいですか。安念委員どうですか。

○安念委員 これは御案内のとおり、ずっとここ何年も規制改革のたびに何かルーティンにしてやらないと、とてもではないが毎回個別テーマを拾っていくのは大変だということで検討して、その都度成し得なかったもので、とにかくできれば本当にいいなと思います。

これは私の感触にしか過ぎないですが、担当している府省もやめたいと思っている規制は実はたくさんあると思います。ところが、彼らには彼らの政治への思惑とか、背後に背負っているいろいろな組織があつて、後ろから弾が飛んできますといふのが非常に多い。日本の役人は何たって優秀ですから、こんな規制は駄目だといふのは腹では分かっているけれども、なかなか自分からは言い出せないといふのがありますので、それをルーティンとし、組織化し、さらに第三者の目が入ることによって、この仕組みの中であそこから言われているから仕方ありませんという言い訳をつくるのは、所管省庁で仕事をする役人にとっても、決して損な話ではないという意味でいいのではないかと思います。

結局、彼らにとって全く損な話を持っていったって絵を描くだけで終わってしまうのだけれども、うまくいけばうまく進むと思います。この仕組みは先ほど中原参事官に御説明いただいたが、うまく既存の制度を使っているし、役所の我々民間人がよく分からない仕事のサイクルにもうまく乗っているし、非常によく練られて考えられたものなので、今回ひょっとするともものになるかもしれないなという期待を抱いております。

○岡委員長 この委員の中で一番長く規制・制度改革に携わっていた安念委員から力強いコメントをいただきまして、過去それこそ4年も5年も前から議論されて実現してこなかったわけでございますので、今回実現させるべく我々のできることをやっていく。その点についても、副大臣がおられますけれども、これを実現する上でも政治のリーダーシップは必要だと感じるところがございます。

○大上委員 せっかくですからそれに触発されて、これを提案して、議論をしていくに当たって、以前も議論しましたが、この背景にある危機意識、こういうような仕組みがちゃんとしていないがゆえに、ここまで我が国の規制・制度というものが諸外国と比べて劣っていて、あるいは遅れていてアップツーデートでない。そのことで非常な弊害が起こっているようなところをはっきりと示すことがもしできれば、こういう仕組みを入れていくことの推進力になっていくのではないかと思います。

何らかの形で簡単な分析でも、ギャップアナリシスのような諸外国の分野別の規制を対比して、そういうようなことができれば随分議論の内容も変わってくるのかなと。こういうものをやらなければいけないという推進に資するようなネタをもしつくることができれば、そういうことで必要があれば協力もしたいですし、そういうことをやられることもあわせて考えてはいかがかなと思います。

○岡委員長 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 今、安念委員が言われたことですが、私もこういうことがなかなかできなかったと思っていたので、非常に大変な成果なのだなと改めて感じます。とにかくこういう形で自律的に見直していくことは非常に重要なことなので、是非進めていただきたいと思っております。

これ自身は一つのルールなので、これは閣議決定というもので決まっていくという、次のオーソライズというのはどういう形で行われるのか教えていただければと思います。

○中原参事官 各府省の了解を得た上で閣議決定を目指すものでございます。

○岡委員長 市川委員、どうぞ。

○市川委員 10ページの表なのですが、7～8月頃に「平成〇〇年度〇〇省自主策定プラン」というものが出てきて、それが当委員会及び事務局に上がってくるときに、プランに入っている項目自体がもう少し見直すべきなのではないかという議論はできるのですか。

○岡委員長 この項目を見直すべきだという彼らのプランが出てきますね。そのプランの中身を見直す議論はできるのかということですね。

○市川委員 例えば農林水産省ならば農業に規制・制度改革のプランが出てきました。でも、本当に必要な規制・制度改革はそれではなくて別の案件なのではないですかという議論ができるのでしょうか。

○中原参事官 その点に関しましては、当然出てくる論点次第のところがありますけれども、出てくる項目に関連して、こうした問題をやるのだったら、これだけではなくて、もっとこういった点も含めて検討するべきではないかというように、密接関連性が深い場合には当該案件について当委員会で議論していただくことは、十分に可能だろうと思います。

ただ、御府省庁はそんなことをやっている場合ではなくて、もっと全然関係ない他のことをやった方がいいのではないかという話であれば、これは委員会提示案件という中で取り扱っていただくのが、これまでどおりですけれども、筋ではないかと思います。

○安念委員 右のサイクルではなくて、左の方で扱うのですか。

○岡委員長 今、中原参事官から説明がありましたように、私も市川委員と同じ疑問を持っていて、そうすると出てきた項目以外はテーブルに乗らないのか。そうではない。それはこちらの委員会提示案件でぶつけていくということでもいいのだというお話を聞いていましたから、今の回答で御理解いただけたと思います。だから我々は何でもテーブルには乗せられる。

○市川委員 多分そうだろうという理解だったのですけれども、そうすると時間的なずれが、左側のサイクルを項目によって回す時間軸によって、どういうサイクルで回っていくのかというところが関わってくると思いますので、その辺はかなりうまく考えてやっていけない部分かなと。なぜこういうことを申し上げたかと言えば、先ほど安念委員から御指摘があったように、規制省庁もこれはやめたいと思っているものがあるはずですが、ただ、それはやめられない理由はやめられない理由がありまして、誰かにそのやめられない理由の部分乗り越えて、これはやめた方がいいと言ってもらった方が楽だというのがあると思いますので、そこをどういうサイクルで見えていくかというのは非常に重要なところではないかと思います。

○岡委員長 何かコメントありますか。

○中原参事官 委員御指摘のとおり、今の各省庁がやめたいけれども、自分たちが発意できないというような話の場合におきまして、例えば一つの例ですが、委員会提示案件で取り上げて、そこに各府省庁も呼んでヒアリングをしつつ、閣議決定を踏まえて後の検討につなげていくということは、一つの典型的なシナリオとして想定されるのかなと存じます。

○岡委員長 私はもう少し弱気なのですが、今のテーマについては今回の仕組みを作るのですが、規制・制度は単年度ではなくて多分ずっと継続していくのだと。したがって、市川委員が心配されるようなことは私もあり得ると思っているのです。そうしたら、ここで来年のあなた方のプランにはこの項目を乗せてくださいと。来年7月期待しておりますよというようなものもあっていいのかなと思います。間に合うものはそこで議論をする。要するにこれからずっと続いていくと、あなたとはこれから30年付き合うんだという

ような雰囲気で行っていかないと、規制・制度改革は進んでいかないのでしょう。ですから若干中期的なスタンスでよろしいのかなという部分もあると思っています。

○和田委員 「集中討議」の件に戻りますが、議題1について、インターネット中継を試しにやってみたという理解でいいのでしょうか。私は素晴らしいことだと思います。どのくらいの人が見るか、アクセスするかとか、どのくらいの人がコメントを言うかというのは、次回はまた増えるかもしれません。

私の質問は、コメントについてです。先ほどは数しか報告されていなかったのですが、この寄せられたコメントにはどういう対処をされるのでしょうか。コメントはありがたく頂戴して、それで今回は3万件でしたというだけなのか、もし私がコメントする側で結構こだわったコメントを言った国民であれば、反映してほしいなと思う。そういう意見を持った人もいるのではないかと思うので、コメントの使い方とか反映の仕方について何かお考えがあるのでしょうか。

○小村参事官 今回のこの「集中討議」の際のインターネット中継は、ドワンゴの「ニコニコ生放送」で行いまして、画面上に字が走るコメントについて、その数の総数を書いています。それこそ「こんにちは」という挨拶から「88888（ハハハハハ）」という言葉まで全部含めた形で数えています。そのため、御関心を持ってそこにアクセスいただき、コメントを打っていただいているという意味では、これだけの数というものの把握とすれば意味があるのですが、中身についてどのように活用するかというと、あくまでも画面上のコミュニケーションということで御意見いただいた部分が多々ございますので、整理しなければ、なかなかこれをそのまま全部、例えばテキストを解析して、中身を抽出していくということが有益かということ、そうでもないと思っています。

これだけの数のアクセスをいただいた中、コメントへの所感といたしましては案件によって、当該案件についてのコメントが多いものと、なかなかそうでもなかったものと、いろいろでありました。ですからこういう仕組みでコミュニケーションをとる、それを、どういう形で御覧になっている方々の関心の度合いを見ていくかなども含め、今後、どう実案件の改革に結びつけていくかという点につきましては、もう少し丁寧に考えながらやっていかないと、今のこのデータをそのまま使えるというものでもないかなという状況です。

○和田委員 分かりました。ありがとうございました。

○岡委員長 他いかがでしょうか。

このテーマについて何か副大臣ございましたら。

○藤本副大臣 いわゆる仕分けなどもそうなのですが、今回は公開性と外部性ということを考えながら、先ほどのコメントも出してもらったという点では非常にいい取組だったのではないかと思います。それを今後も継続して取り組んでいただくことが大変重要なことなのかなと私も考えておりますが、先ほど来、岡委員長はじめ政治のリーダーシップという話がありました。この資料3の頭には「内閣及び政務三役のリーダーシップ」と書いてあるのですが、今、選挙中で、この選挙の結果がどうなるかというのはなか

なか我々としても厳しいところがあるのですが、私もこの規制・制度改革は、日本の今後の社会の発展というか効率化あるいは効果的に進めていくという意味で非常に重要なことだと思っていますので、内閣及び政務三役ということではなくて、与党であれ野党であれ、政治が関わってやっていかないといけないことであると思いました。

それと、やはり息の長い話なので、すぐに規制・制度が改まるということだけには限らず、10年後、20年後ということも併せて考えて進めていくテーマだと思っていますので、委員の皆様方には引き続き積極的に取り組みをお願い申し上げたいと思います。

○岡委員長 ありがとうございます。

他いかがでしょうか。よろしいですか。先ほど大上委員が言ったことと関係するかもしれませんが、今日皆様にお話を伺って、今日出ている「規制全般の定期的・横断的見直しについて（案）」というペーパーの前に、ボリューム的になどの程度かイメージはまだないのですけれども、規制・制度改革が必要な背景というような文章を少し入れ込んで、これは今、副大臣も言われたように与党だ野党だということではなく、日本のあらゆることについて、例えば今、一番話題になっている成長戦略についても、規制・制度の改革は必要である、しかも財源を使うことなき成長戦略というようなことは、これは民主党も自民党も問わず言うておりますので、そのような規制・制度改革が必要であるということの背景を、そのときに大上委員が言われたように先進諸外国と比較したら大変なビハインドな状態だということにも触れるかどうかは事務局で考えてもらいますけれども、そんなところをこの「第1 検討の趣旨」以下に入れていったらいかがかなと思っています。その点も含めて、あるいは今日の皆様の意見をいただいて修正なり追加なりするところを含めまして、私に御一任いただくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○岡委員長 ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めていきたいと思っています。

予定の時間よりも若干早いのでございますが、以上をもって終了としたいと思っておりますけれども、事務局から何か補足があればお願いします。

○中原参事官 まず国民の声の集中受付についてですけれども、11月30日を期限として集中受付を実施してきましたが、締切最終週前後に提案が集中したために、現在、集計作業と内容の確認をさせていただいております。最終的な受付結果につきましては、次回の委員会に御報告をさせていただきたいと存じます。

次回の委員会の日程はまた調整の上、改めて事務局から御連絡をさせていただきたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

○岡委員長 それでは、年内最後の委員会になりました。皆さんお忙しいところ時間のやりくりをしていただきまして、御協力いただきありがとうございました。引き続き来年も続きますので、よろしく願いいたします。以上で会議を終了します。ありがとうございました。